

令和 6 年 8 月 2 1 日
報 告

経済福祉常任委員会資料

報告事項 1	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例	3
--------	--	---

総 務 課

報告事項 1 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

地方公務員法（以下、法という。）第28条第2項第1号の規定に基づく病気休職の処分をする場合は、医師2名を指定し、その診断により手続きをすることと規定されておりますが、入院先等の医療機関によっては医師1名の診断書しか発行できない等の事例が発生していることから条例の一部を改正するものであります。

また、職員が復職する場合の可否についても同様の手続きをすることを明確化するものであります。

2. 改正の内容

(1) 医師の診断（第2条関係）

現行の医師2名から、規則で定める場合にあっては、1名でも可能とする改正をします。

【規則で定める要件】

- ① 心身の故障の原因が、悪性新生物、心疾患若しくは脳血管疾患又は外傷である場合
- ② 同一の疾病又は負傷により連続して休職を命ずる場合
- ③ 町長が特に認めた場合

(2) 復職時の対応（第3条関係）

法第28条第2項第1号の規定に該当して休職している職員が復職する場合の対応について、条文に規定の追加をします。

※地方公務員法（抜粋）

- 第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

3. 施行年月日

この条例は、公布の日から施行します。

4. 条例改正（案）について

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例（案）

職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和30年福島町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(降任、免職及び休職の手続) 第2条（略） 2 任命権者が法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。 3～5（略） （休職の効果） 第3条（略） 2～4（略）	(降任、免職及び休職の手続) 第2条（略） 2 任命権者が法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名 <u>(町の規則で定める場合にあつては、1名)</u> を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。 3～5（略） （休職の効果） 第3条（略） 2～4（略） <u>5 前条の規定は、法第28条第2項第1号の規定に該当して休職した職員を復職する場合に準用する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 規則（案）について

職員の分限の手続及び効果に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和30年条例第30号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（医師の診断に関する取扱い）

第2条 条例第2条第2項に規定する町の規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1）心身の故障の原因が、悪性新生物、心疾患若しくは脳血管疾患又は外傷である場合

（2）同一の疾病又は負傷（当該疾病又は負傷との関連性が明らかであるものを含む。以下同じ。）により連続して休職を命ずる場合（条例第3条第5項において準用する場合を除く。）

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めた場合

（休職の期間）

第3条 条例第3条第1項の規定による休職の期間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病又は負傷が異なることとなつた場合においても、引き続き3年を超えることができない。

（休職の期間の算定）

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされた職員が復職し、その休職の期間の終了の日から1年を経過する日までの間に同一の疾病又は負傷により同号の規定に該当するものとして休職を命ぜられた場合における条例第3条第1項に規定する休職の期間については、前の休職の期間（この条により通算された期間を含む。）を通算する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第2条及び第3条の規定は、施行日以後に命ぜられた休職（この項において、休職の期間の延長を含む。）について適用し、施行日前に命ぜられた休職に対する当該休職前の休職の期間の通算については、適用しない。